

■パブリック・コメントでの意見・質問要旨と区の考え方

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
1	全体	計画全般	区内には、住宅が多いエリアと店舗やオフィスビルが多いエリアと、特徴が全く違うため区全体を画一的でなくエリア別にきめ細かく計画していくことが必要である。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 本計画は、区内全域において、自転車の駐輪対策や自転車の活用、自転車通行空間の整備等について、効果的且つ計画的に推進するための取組を示しています。 区全体の方針を示した計画であるため、エリア別のきめ細かな計画については定めませんが、エリアの特徴を捉えた対応については、計画に基づき実施する取組の中で対応していきます。
2	全体	計画全般	表、フローの表題を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題を記載します。
3	全体	計画全般	表、数値の出典を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、出典を記載します。
4	全体	計画全般	参照計画や制度の概要が「コピペ」されています。これら貼り付けられた図、文字が小さくて判読できませんので改善下さい。また、これらの原本を自身で確認するため、URLを記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、図などを修正するとともに、引用元のURLを記載します。
5	全体	計画全般	過度の着色によって、読みづらい箇所、読みづらい着色文字、読みづらい同一ページでの文字フォントとサイズの変更、行間変更 等が見られます。改善をお願いします。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
6	全体	計画全般	グラフ、数値、グラフの縦軸等の単位を記入すること。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、グラフの記載を修正します。
7	-	改定の 背景	フローに表題を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題「 ■ 自転車等総合計画の改定に反映する必要のある主な変化」を記載します。
8	-	改定の 背景	「現行計画」「本計画」「現計画」「計画」との「言葉」が「使い分け」されているが、統一されるなどの工夫を願います。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「本計画」で統一し修正します。
9	-	改定の 背景	「現計画」と記載されていますが、「現行計画」または「本計画」とされたい。 また、「計画」と記載されていますが、「現行計画」または「本計画」とされたい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「本計画」で統一し修正します。
10	-	改定の 背景	「中間年となる」、「中間見直し」と同じ言葉が続きます。文章の推敲をお願いします。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「中間見直し」を削除し、文章を修正します。
11	-	改定の 背景	フローの自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画の下に平成30年度～令和4年度と記載されています。 現行計画の計画期間が平成30年度～令和4年度のように読めます。検討下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、図を修正します。
12	P1	I 自転車 等総合計 画につい て	下記の文章について、以下の見直し願います。 「国や都では、平成30年度に策定した自転車活用推進計画を令和3年5月に第2次計画として改定し、区においても国や都の計画を踏まえるとともに、平成30年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」との整合を図ることが求められます。」 2次計画として改定した事由を、記載又は教示下さい。(2次改定と記載されているのではないか。)	F 質問に回 答する	ご質問に回答します。 国、都の計画とも、計画期間が令和2年度までであったことから、令和3年5月に改定されています。
13	P1	I 自転車 等総合計 画につい て	フローに「区の自転車関連計画など」「国・都の自転車関連法令・計画など」と記載されていますが、当記載の文字がつぶれていますので見直しの検討をお願いします。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、文字が見えるように図を修正します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
14	P1	I 自転車等総合計画について	フローに「区の自転車関連計画など」「国・都の自転車関連法令・計画など」と記載されていますが、「など」との記述ではなく、「区の自転車関連計画等の変遷」「国・都の自転車関連法令・計画等の変遷」と分かり易く記載して下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「区の自転車関連計画等の変遷」「国・都の自転車関連法令・計画等の変遷」に修正します。
15	P1	I 自転車等総合計画について	フローに「区の自転車関連計画など」「国・都の自転車関連法令・計画など」と記載されていますが、記載位置を「横」からそれぞれのフローの「上」に記載して下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、記載する位置をフローの上に記載します。
16	P1	I 自転車等総合計画について	フローの記載について、以下の見直しの検討願います。 「平成19年度 自転車等総合計画の策定」に「前計画」、「平成29年度 自転車等総合計画の策定」に「現行計画」と、「枠」の上に記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「前計画」等を記載します。
17	P1	I 自転車等総合計画について	フローの記載について、以下の見直しの検討願います。 平成19年度 自転車等総合計画の策定、平成29年度 自転車等総合計画の策定、平成30年度 自転車ネットワーク計画の策定と「の策定」と記載されています。「の策定」は不要ではないか。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「の策定」を削除します。
18	P1	I 自転車等総合計画について	「国や都では、平成30年度に策定した自転車活用推進計画を令和3年5月に第2次計画として改定し、区においても国や都の計画を踏まえるとともに、平成30年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」との整合を図ることが求められます。 上記文書の主語がありません。推敲願います。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、主語「また区では、」を入れて文章を修正します。
19	P2	I 自転車等総合計画について	「関連法制度の整備等」と記載されています。 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、自転車活用推進法が平成30年度から令和4年度に改訂されたか、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 平成30年度以降、「自転車活用推進法」「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正はありません。
20	P2	I 自転車等総合計画について	「関連法制度の整備等」と記載されています。 関連法制度の「法」制度の整備と記載されていますので、平成30年度から令和4年度に改訂あるいは整備された区、都の関連条例を教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 「都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」の改正がありました。 なお、「関連法制度の整備等」の記述は、自転車活用推進法を連想させる表現であることから、「都、区の条例改正等」と記載を修正します。
21	P3	I 自転車等総合計画について	記載の図や文章について、「業務・商業地区における自転車推進重点地区」と記載されています。重点地区内で、業務・商業地区、観光地区、都庁地区、駅前地区等が、都の令和3年の自転車活用推進計画に記載されているか、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車活用推進地区の取組の中で、先行推進重点地区として「新宿地区」「吉祥寺・三鷹・武蔵境地区」「晴海・豊洲・有明等地区」の3地区が記載されています。 その中で、「新宿地区」の説明として、業務・商業地におけるターミナルの再編や西新宿のまちづくりに合わせて、自転車通行空間の整備等の実現を目指す旨の記載がされています。
22	P3	I 自転車等総合計画について	記載のフローの各計画の策定年度、計画期間を全て記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、策定年度等を記載します。
23	P3	I 自転車等総合計画について	本頁の下に記載の図や文章について、イメージの図の挿入文章は文字が小さく読めません。改善下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 図については「都自転車活用推進計画」等より引用しているため、都の該当ホームページのURLを記載します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
24	P3	I 自転車等総合計画について	記載の図や文章について、本書の文字が小さくて整備イメージが分かりません。都の令和3年の自転車活用推進計画のURLを記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 図については「都自転車活用推進計画」等より引用しているため、都の該当ホームページのURLを記載します。
25	P3	I 自転車等総合計画について	記載の図や文章について、「業務・商業地区における自転車推進重点地区」のイメージと文章に記述された施策が、現在どの様に実施されているか、本書に記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、計画書案P18に取組の一例を記載します。
26	P3	I 自転車等総合計画について	記載の図や文章について、「※自転車活用推進重点地区に位置付けられたエリアでは、都と連携した自転車活用の取組を検討します。」の文章は、分かり易いように「■都の自転車活用推進計画(令和3年5月)の実施策と自転車活用推進重点地区の設定」の下に記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「■都の自転車活用推進計画(令和3年5月)の実施策と自転車活用推進重点地区の設定」の下に記載します。
27	P3	I 自転車等総合計画について	記載の図や文章について、「自転車活用推進重点地区の位置付け」の記載において「位置付け」とは、どのような意味ですか。教示下さい。「自転車活用推進重点地区の位置」との表題にすると不都合ありませんか。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「位置付け」の記載が分かりづらいことから、ご意見の趣旨を踏まえ、「■先行推進重点地区(新宿地区)」に修正します。
28	P3	I 自転車等総合計画について	記載の図や文章について、先行推進重点地区と凡例に記載があり、表題には重点地区と記載があります。整合を図って下さい。あるいは、P17に示す表題との整合を図って下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題と凡例の整合を図ります。
29	P4	I 自転車等総合計画について	「計画後期」と記されていますが、計画後期(令和5年度から令和9年度)と分かり易く記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「(令和5年度から令和9年度)」と記載を修正します。
30	P4	I 自転車等総合計画について	図の文章が薄くて読めません。丁寧に作成下さい。また、「輪」の文字のみがゴシック体の濃い文字となっています。「環、和、話」も、ゴシック体の濃い文字にすべきではないのですか。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、字体を修正します。
31	P5	I 自転車等総合計画について	整備路線数について、R9年目標26路線、R3年の達成状況が46路線と記載されています。 現行計画のP52には路線とは、「区内の幹線道路(主に国道、都道)の主要交差点間等を1路線と想定」と定義されています。以下について検討下さい。 整備された路線が、区内の幹線道路(主に国道、都道)の主要交差点間の一部でない事を教示下さい。 また、整備対象の46.2Kmの路線数を教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 主要交差点間等の一部(交差点部のみ等)ではありません。 平成31年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」では、路線数ではなく、整備延長(区道は46.3km)による目標管理としています。
32	P5	I 自転車等総合計画について	放置自転車台数の580台、1,000台等について、以下教示下さい。 580台、1,000台の単位及び580台の調査の出典、放置自転車台数580台の調査箇所、調査範囲、調査期間(あるいは日)、及びこれら調査箇所、範囲、期間の選定事由	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 放置自転車台数は、放置禁止区域が指定されている区内駅を対象に、駅から概ね半径500m圏内の放置自転車を、調査員による目視観測により調査し、都に報告しています。具体的な調査方法等については、都の発行する「都内における駅前放置自転車の現況」を参照ください。
33	P5	I 自転車等総合計画について	区全体の放置自転車実態は、580台以上であると思いますが、見解を求めます。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 放置自転車台数については、放置禁止区域が指定されている駅を対象に、駅から概ね半径500m圏内にある放置自転車を、調査員による目視観測により調査した数値で、都が発行する「都内における駅前放置自転車の現況」に掲載されているデータです。 そのため、区内全体の放置自転車台数ではありません。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
34	P5	I 自転車等総合計画について	「さらなる施策の展開や、評価指標の見直し等を行う必要があります。」と記載されています。 当文章は、ゴールポストを動かす様に読めます。「新たな施策の策定とその評価指標(KPI)の設定を行います。」の意味であるか、教示下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 新たな施策の策定と評価指標の見直しを行う施策もあることから、ご意見の趣旨を踏まえ、「新たな施策の策定や、必要に応じて評価指標の見直し等を行います。」に修正します。
35	P6	I 自転車等総合計画について	区道46.3kmを対象に自転車ネットワークの整備を進めていますと、本文に記載されていますそれが分かる様に、下図の図面に2018年以降整備された路線を図示下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 P6の「■区道の整備時期別自転車ネットワーク図」に令和4年度までに整備された路線について示します。
36	P6	I 自転車等総合計画について	整備路線数について、R9年目標26路線、R3年の達成状況が46路線と記載されています。 現行計画のP52には路線とは、「区内の幹線道路(主に国道、都道)の主要交差点間等を1路線と想定」と定義されています。以下について検討下さい。 検証のため、R3まで整備された区道の路線をP6の図に示して下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 P6の「■区道の整備時期別自転車ネットワーク図」に令和4年度までに整備された路線について示します。
37	P6	I 自転車等総合計画について	P6の記載の図について、P28、32には区内の国道、都道及び46.3kmの区道を含め100.6kmを自転車ネットワーク整備対象路線としている事を記入されていますので、本図に国道、都道の整備状況を図示下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区道における自転車通行空間の整備について記載していることから、国道、都道の整備状況については記載しません。
38	P6	I 自転車等総合計画について	自転車通行空間の整備の写真に「自転車専用通行帯」タイプのもので記載されています。 本計画の最終年度の令和9年までに、他区道において当該タイプの整備が可能と想定され、上記写真を添付されているか、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 写真については、整備の一例として記載しています。 自転車通行空間の整備形態については、交通管理者との協議が必要となることから一概には言えませんが、区道は、自動車交通量が少なく、幅員の狭い道路が多いため、車道混在型(自転車ナビマーク・ナビライン)での整備が中心になると考えています。
39	P6	I 自転車等総合計画について	整備済路線のうち車道混在型(ナビライン等)の整備形態の路線は、暫定形態での整備と考えますが、本計画の最終年度の令和9年までの整備形態を教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 令和9年度時点では、多くの区道は交通量が少なく、幅員の狭い道路が多いことから、完成形態として、車道混在型による整備が完了していることが想定されます。 なお、一部、交通量が多く幅員の広い区道については、自転車専用通行帯等の完成形態での整備ができない区間があり、暫定形態による車道混在型の整備となることが想定されます。
40	P6	I 自転車等総合計画について	整備された自転車専用通行帯の写真を添付されるのであれば、道路の「通称名」あるいは「都計道路名(補72)を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、道路の通称名等を記載します。
41	P7	I 自転車等総合計画について	「■広域連携13区の年度別利用回数の推移」のグラフの凡例の点線が判読できません。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、グラフの記載を修正します。
42	P7	I 自転車等総合計画について	「■広域連携13区の自転車台数・ポート数」のグラフにおいて、黒色の数値、小さくて見えません。また当グラフは、令和3年度のものであったら、明記して下さい。(本文にのみの記載は、不親切。)	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、グラフの記載を修正します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
43	P8	II 目標と基本方針方針2「止める」	駐輪場の需要表から区政が考えるべきは、なぜ放置自転車が駐輪場に止めないのかということ。定期駐輪場がなくなったために、自転車利用をやめたという声を重く受け止めれば、そもそも100%以下という需給バランスという意味も評価が変わってくる。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区で運営していた定期利用駐輪場では、収容台数以上の利用承認に対して、多くの施設で利用率が収容台数の半分以上となっていました。 今後も限られた駐輪施設を多くの利用者に使っていただくため、時間利用を中心とした駐輪場整備を進めていきますが、利用率に余裕があるなど整備が可能な箇所では、必要に応じて定期利用分も確保しています。
44	P8	I 自転車等総合計画について	早稲田駅の自転車供給台数が230台と記載されています。しかし、現在114台の駐輪機数の設置により供給台数は114台です。(早大通りの駐輪機数を加えると151台ですが。)自転車総需要量が158台ですので需給バランスは138%(158/114)、104%(158/151)となります。 したがって、当表において、現在の民間事業者による駐輪設備設置後の駐輪供給量により、最新の需給バランスを示して下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 令和3年度から4年度にかけて民間事業者を活用した駐輪場の整備を実施していることから、ご指摘のとおり、現時点の数値と異なる駅がありますが、都が発行している「都内おける駅前放置自転車の現況」に掲載されている最新のデータを使用しています。
45	P8	I 自転車等総合計画について	放置自転車数に、撤去台数が含まれているかどうか教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 放置自転車台数に撤去台数は含まれていません。
46	P8	I 自転車等総合計画について	撤去台数や駐輪禁止区域外の放置自転車数を含んで需要量とすべきと考えますが、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 表中の放置自転車台数は、都で公表している放置自転車の実態調査の調査方法に準じており、この台数は毎年同様に調査をしているため経年での比較がしやすいことから採用しています。 駐輪禁止区域外の放置自転車台数については、区内全域での調査となるため実数の把握が困難です。
47	P8	I 自転車等総合計画について	放置自転車台数に単位を記載下さい。また、その調査日を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、単位と調査日を記載します。
48	P9	I 自転車等総合計画について	過年度に実施した「〇〇駅自転車整理区画」撤去の件についての説明等の記載を願います。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご意見の趣旨を踏まえ、計画書案P9に自転車等整理区画の廃止について記載します。
49	P9	I 自転車等総合計画について	「■附置義務駐輪場制度の見直し(特例制度)」のパンフのものは、字が小さくて読めません。区のHPのURLの記載を願います。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 区ホームページのURLを記載します。
50	P10	I 自転車等総合計画について	放置自転車の撤去は、赤字だと側聞します。区でも4億以上の費用を要している事を本文及びP49に付記されては、いかがですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 毎年度の決算については、「新宿区各会計歳入歳出決算書」で公開されていることから、計画書への記載はしません。
51	P10	I 自転車等総合計画について	「②区内での放置自転車の多い駅」の記載文中において、台数の数値に単位を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 単位を記載します。
52	P10	I 自転車等総合計画について	「■区内32 駅周辺の放置自転車台数の推移」と「■年間の撤去台数、撤去回数の推移」の出典を各記載。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 出典を記載します。
53	P10	I 自転車等総合計画について	「■区内32 駅周辺の放置自転車台数の推移」と「■駅別の放置自転車台数(令和3年度調査)」のグラフの縦軸に単位を台/日と記載して下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 グラフの単位を修正します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
54	P11	I 自転車等総合計画について	現行計画書は法定計画書であるので、計画の前期の期間である平成30年～令和4年の間は、その計画内容は維持、堅持されなければならないと考えます。したがって、以下について教示下さい。 現行計画の例えば「早稲田駅自転車等整理区画」2箇所は、計画前期終了時まで、管理方式に関係なく2箇所とも駐輪場とし維持、保持される必要があるのではないのでしょうか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 計画では、実施する施策について記載していますが、計画期間内の施設等の維持を保証する計画ではありません。
55	P11	I 自転車等総合計画について	現行計画書は法定計画書であるので、計画の前期の期間である平成30年～令和4年の間は、その計画内容は維持、堅持されなければならないと考えます。したがって、以下について教示下さい。 現行計画書が法定計画書であるにも拘わらず計画内容の変更を行う事は、何の手続きなく、担当部署の専決事項として行えるものか教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 計画では、実施する施策について記載していますが、計画期間内の施設等の維持を保証する計画ではありません。
56	P11	I 自転車等総合計画について	図の表題を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題「自転車等駐輪場及び禁止区域の位置」を記載します。
57	P11	I 自転車等総合計画について	地形図が不鮮明です。(現行計画書のP9の地形図は、鮮明です。)	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 図を修正します。
58	P16	I 自転車等総合計画について	下記文章が分りづらいので、推敲して下さい。 「区内の自転車事故を、令和元年、令和3年ごとに、単路部、交差点部の道路幅員別に比較します。」	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「区内で令和元年と令和3年に発生した自転車事故について、単路部(上表)、交差点部(下表)に分けて、道路幅員別に整理します。」に修正します。
59	P17	I 自転車等総合計画について	「先行推進重点地区の取組について、都、関係機関等との調整を実施」と記載がありますが、調整結果の一端の例示を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「シェアサイクルポートの設置」等の調整結果を例示します。
60	P18	I 自転車等総合計画について	令和3年度は自転車シェアリング広域利用等推進事業として区が行った協力と取り組み内容を、具体的に記載して下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 都が主体の事業であることから、本計画への詳細な記載はしません。
61	P18	I 自転車等総合計画について	「令和3年度は自転車シェアリング広域利用等推進事業として、都により西新宿地域でのポート用地共同利用の検証事業が実施され、区も協力しながら取組を行いました。」の記載について分かりづらいため再考願います。 当検証事業実施目的と検証内容を、都HPに記載されている内容を参照された上で、本書に分かり易く記載下さい。当ポート用地共同利用検証事業のURLを記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、文章を修正し、都ホームページのURLを記載します。
62	P21	I 自転車等総合計画について	下記の文章の、推敲をお願いします。 「これらを踏まえ、計画後期については、とくに「守る」や「伝える」での情報発信や意識啓発を主軸に充実を図ることが必要となります。」	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「交通ルールを遵守した利用を促す「守る」の取組や、自転車の活用に向けて情報を発信する「伝える」」に修正します。
63	P21	I 自転車等総合計画について	表の表題を記載下さい。(読者に判断させるのは、不親切です。)	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題「計画の改定に向けた考慮事項」を記載します。
64	P21	I 自転車等総合計画について	当ページの結論が最後に記載され、「ルール・マナー啓発等と取組を強化」と記載されていますが、本文には、「守る」「伝える」を主軸に充実と記載されています。「等」とは記載されているものの不整合と思います。是非とも再考下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「ルール・マナーの啓発や自転車情報の発信の取組を強化」に修正します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
65	P21	I 自転車等総合計画について	表題の「4. 計画前期の取組と現状評価を踏まえた配慮点」と記載されています。配慮点の記載を考慮事項と変更することを望みます。再考下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「考慮事項」に修正します。
66	P21	I 自転車等総合計画について	冒頭に「前期の取組や」と記載されていますが、「計画前期における取組み」等と、丁寧に記載される事を、再考下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「計画前期における取組」に修正します。
67	P21	I 自転車等総合計画について	下記「表側」記載の「計画の4つの方針」を下記に変更する事を再考下さい。 「計画の4つの方針」を「基本方針」あるいは「現行計画の基本方針」に変更するべきである。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「基本方針」に修正します。
68	P21	I 自転車等総合計画について	下記「表側」記載の「計画の改訂に向けて」を下記に変更する事を、再考下さい。 「計画の改訂に向けて」を、分かり易く「計画の改訂に向けての視点・観点」に変更するべきである。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「計画の改訂に向けての視点・観点」に修正します。
69	P21	I 自転車等総合計画について	「計画後期の配慮点」の表は、配慮点の記載を「考慮事項」と変更することを望みます。再考ください。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「考慮事項」に修正します。
70	P22	I 自転車等総合計画について	表の表題を記載下さい。(読者に判断させるのは、不親切です。)	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題「■計画前期に策定した具体の施策の見直し方針」を記載します。
71	P22	I 自転車等総合計画について	「(2)計画前期に位置付けた施策の見直し方針」と記載されています。 「(2)計画前期に策定した具体の施策の見直し方針」と分かり易く記載して下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「(2)計画前期に策定した具体の施策の見直し方針」に修正します。
72	P22	I 自転車等総合計画について	「表側」記載内容を、下記に示す様に、分かり易く、丁寧、親切に変更する事を検討下さい。 「実施方針と枠組み」を「基本方針」あるいは「現行計画の基本方針」に変更する件。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「基本方針と取組の方向性」に修正します。
73	P22	I 自転車等総合計画について	「表側」記載内容を、下記に示す様に、分かり易く、丁寧、親切に変更する事を検討下さい。 「計画前期(H30～R4)」を「計画前期(H30～R4)の個別施策」に変更する件。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「計画前期(H30～R4)の個別施策」に修正します。
74	P22	I 自転車等総合計画について	「表側」記載内容を、下記に示す様に、分かり易く、丁寧、親切に変更する事を検討下さい。 「後期に向けた見直し方針」を「計画後期に向けた見直し方針」に変更する件。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「計画後期に向けた見直し方針」に修正します。
75	P23	II 目標と基本方針	フローを分かり易く記載する検討を願います。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、図を修正します。
76	P23	II 目標と基本方針	冒頭にP21に記載の結論である「計画の目標像や基本方針を基本的に継承する」事を記載下さい。(現在の記載内容から読み取れません。)	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「計画の目標像や基本方針を継承し」を記載します。
77	P23	II 目標と基本方針	フローの表題を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題「■計画の目標」を記載します。
78	P25	II 目標と基本方針「走る」	表の表題を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、表題「■施策体系と具体的施策」を記載します。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
79	P25	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	本文に「新たに1つの取組の方向性の追加」と記載されています。追加のものは本頁の表の「H 自転車利用のきっかけづくり」である事を記載下さい。(分かり易い報告書の作成を願います。)	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、追加したものが「新たに1つの取組の方向性(伝えるH 自転車利用のきっかけづくり)の追加及び個別施策に新たに10施策を追加しました。」に文章を修正します。
80	P25	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	現計画書においてGの取組みの方向性を「自転車の利用を促進する情報提供の充実」から「自転車を活用しやすい環境づくり」に変更されていることを特記して下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「また、「伝えるG 自転車の利用を促進する情報提供の充実」については、情報提供以外の施策を加えたことから、「伝えるG 自転車を活用しやすい環境づくり」として見直しました。」に修正します。
81	P29	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	自転車道について、歩行者からも車からも疎まれて、肩身狭く、命の危険を感じつつ自転車に乗っている。安全に利用できる自転車レーンを工夫していただきたい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 自転車通行空間の整備にあたっては、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、車道での整備を進め、歩行者との分離を図っています。 また、車道に自転車整備をする際は、自転車専用通行帯(自転車レーン)を設置できる道路については、自転車専用通行帯の整備を行うなど、自転車が安全に通行できる環境の創出に努めています。 引き続き、自動車利用者、自転車利用者、歩行者等それぞれが安全で快適に道路を通行できるよう、平成31年3月に策定した「新宿区自転車ネットワーク計画」による自転車通行空間の整備を進めるとともに、自転車のルール・マナーの周知啓発等の取組を進めていきます。
82	P29	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	自転車が車や歩行者と事故を起こすのを防ぐには、独立した自転車道が大事である。自転車先進国にならない、自転車レーンではなく、完全分離の自転車道の整備まで考えを進めるべきである。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 自転車道の整備には、法令上2.0m(やむを得ない場合1.5mまで縮小可)の幅員が必要とされていますが、区内では、限られた道路幅員や沿道の利用状況等から、自転車道の整備が難しい状況です。 自転車道の整備要件を満たす道路については、自転車道の整備を検討するとともに、引き続き、国、都と連携し、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めていきます。
83	P29	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	自転車通行環境の整備は延長と同時に自動車や歩行者と分離した専用レーンを拡充すること。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 自転車道の整備には、法令上2.0m(やむを得ない場合1.5mまで縮小可)の幅員が必要とされていますが、区内では、限られた道路幅員や沿道の利用状況等から、自転車道の整備が難しい状況です。 自転車道の整備要件を満たす道路については、自転車道の整備を検討するとともに、引き続き国、都と連携し、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めていきます。
84	P29	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	今後の自転車ネットワーク整備路線の区道路線において、自転車専用通行帯タイプにて整備可能な路線が、何路線あるか教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車通行空間の整備形態については、整備の際に、交通管理者との協議が必要となることから、現時点でお答えすることができません。
85	P29	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	区道において、自転車専用通行帯タイプの整備を基本と記載されていますが、現実、可能なのですか。「基本」とまで記載されていますが、本当に実現可能か、確認します。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 自転車通行空間の整備形態については、整備の際に交通管理者との協議が必要となることから、一概には言えませんが、区道は幅員の狭い道路が多いことから、自転車専用通行帯が整備できる路線は限られていると考えています。 ご意見の趣旨を踏まえて記載を変更します。
86	P30	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	新宿区自転車ネットワーク計画(抜粋)と記載されています。抜粋の記載内容は、P30、32、33に記載のもので良いか、確認します。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 抜粋は、計画書案のP30、P32、P33です。
87	P30	Ⅱ 目標と基本方針「走る」	P31の記載頁の箇所を再考下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、計画書案のP35に記載頁を見直します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
88	P34	II 目標と基本方針方針1「走る」	道路交通法の改正による「自転車通行は、車道が基本であり歩道走行は例外」である通行ルールは、全く実施されていません。「逆走の禁止」の件より重要な事項である「自転車の歩道通行は例外」である件について、是非本書に特記して記載下さい。	A 意見の趣旨に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 ご意見の趣旨を踏まえ、計画書案P15に自転車安全利用五則について記載します。
89	P35・36	II 目標と基本方針方針1「走る」	シェアサイクル利用を促進して欲しい。個人の自転車利用がシェアサイクルに置き換えられれば、限られた駐輪場の設備を有効活用できる。 終電後や終バス後の交通機関としてシェアサイクルを利用できるように、自転車台数を増車や自転車の効果的な配置をして欲しい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 シェアサイクルの利便性向上に向けて、引き続き、都や広域連携区、シェアサイクル運営事業者と連携し、取組を進めていきます。
90	P36	II 目標と基本方針方針1「走る」	区道の道路空間にシェアサイクルポートを設置するに当たり道路占用特例が適用されるように、「利便増進誘導区域の指定」「歩行者利便増進道路指定」「道路の占用に係る無余地性の基準」「都市再生特別措置法に基づく整備計画策定」について関連部署との連携されることを要望します。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 シェアサイクルポートについては、設置基準等を満たすことができれば道路占用許可が得られると認識しています。 道路占用特例が必要な場所への設置については、区内シェアサイクルポートの設置状況等をみながら、必要に応じて関係部署と連携していきます。
91	P36	II 目標と基本方針方針1「走る」	シェアサイクル事業は広域12区で約4億6,000万円と大幅な収益が上がっており、シェアサイクルポート設置促進の名のもとに公共用地の無料提供を進めることは、駐輪場利用者に大幅な負担増をしいる状況と均衡を欠いている。これ以上公共用地を無料提供しないことと、収益を区民に還元する仕組みを作ることを求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 シェアサイクル事業は、区民に新たな交通手段を提供することにより、利便性及び回遊性の向上等を図ることを目的に導入したものです。 近年、収支が黒字となっていますが、事業開始当初からの累積赤字が多額であることから、事業の安定化には時間がかかると思込まれます。 そのため、当面の間、区の事業として公共用地を提供していく必要があると考えています。
92	P36	II 目標と基本方針方針1「走る」	現在、区にシェアサイクルポートが設置されている「公園内、公共施設敷地内、公開空地」外として、公共空間の「道路敷地内」にポート設置を新規施策を計画とする事でよいか、確認します。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 道路も含め、国、都、区の施設などの公有地の活用を進めて行くという施策です。
93	P36	II 目標と基本方針方針1「走る」	本文に、制度見直しに至っていないと記載されています。国土交通省の検討会の各回の「公共用地等へのシェアサイクルポートの設置の在り方について」の資料より、区ではどのような観点から「制度見直し」に至っていないと考えるか、記載下さい。 また、区が望んでいられる「制度見直し」事項や、占有特例制度の区が考える改善点や課題を教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 各公共用地への設置基準等が明確になっていない部分があり、施設管理者との協議が整わず、設置ができないことがあります。 占有特例制度に課題があるとは考えていません。
94	P36	II 目標と基本方針方針1「走る」	道路・都市公園のシェアサイクルポート設置が進んでいないと記載されていますが、区の公園ではシェアサイクルポート設置がされています。文章の修正願います。区の公園は、都市公園に厳密に入らないのですか。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 区の公園は都市公園のため、ご意見の趣旨を踏まえ、「●道路、都市公園等の公共用地でのシェアサイクルポート設置について、制約条件が多く、需要が見込まれる場所でも設置ができない状況があります。」に修正します。
95	P37	II 目標と基本方針方針2「止める」	「利便性の高い附置義務駐輪場を整備することで、整備台数を緩和できる新たな制度を導入しています。」と記載されています。括弧書きの「P42参照」と記載していただけませんか。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 「P42参照」を記載します。
96	P38	II 目標と基本方針方針2「止める」	駐輪場内の「スタンドはそのまま」のルールが徹底されていない。区設民営の駐輪場では、精算機に「スタンドはそのまま」という説明書きがあるが、より多くの利用者に正確に伝わるように、周知徹底してほしい。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 駐輪場を管理運営する民間事業者と連携し、引き続き周知啓発を行ってまいります。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
97	P38	II 目標と基本方針方針2「止める」	図の二段式駐輪施設の設置は、現民間事業者が活用した駐輪場にあるのでしょうか。教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 「エコステーション21高田馬場駅第一自転車等駐輪場」「エコステーション新宿駅東南口自転車駐輪場」等3か所に設置されています。
98	P38・39・43	II 目標と基本方針方針2「止める」	ラックの幅が狭くて止めにくいという声にこたえるべきである。お子さんを乗せることができる自転車は今のラック幅では止められないか、とても止めにくい状況である。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに利用状況等を注視し、利用しやすい駐輪場となるよう、民間事業者と連携して取り組んでいきます。
99	P38・39・43	II 目標と基本方針方針2「止める」	駐輪場の需給バランスについて「一定の確保がされている状況にある」が、実際はラック間隔が狭いため一台おきにしか停められない。利用者の実感から足りていると思えない。物理的に駐輪ラックに入れられず、放置するより外ない。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに利用状況等を注視し、利用しやすい駐輪場となるよう、民間事業者と連携して取り組んでいきます。
100	P38・39・43	II 目標と基本方針方針2「止める」	新宿は坂が多く、子どもませ電動自転車で新宿駅周辺に買い物に立ち寄る際、歩道にある駐輪場を利用する頻度が多いが、自転車1台分の幅が狭く利用しにくいので改善してほしい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに利用状況等を注視し、利用しやすい駐輪場となるよう、民間事業者と連携して取り組んでいきます。
101	P38・39・43	II 目標と基本方針方針2「止める」	駐輪一台ずつのラック幅が狭すぎて、必ず隣の自転車と擦れ、ハンドルが傷だらけになる。子育て中の方は大きなチャイルドシートをつけているがとても止められず、これでは子育てに優しい社会とは言えない。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに利用状況等を注視し、利用しやすい駐輪場となるよう、民間事業者と連携して取り組んでいきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
102	P38 ・39・ 43	II 目標と 基本方針 方針2「止 める」	民設民営化に伴い設置されたラックの幅が狭すぎるため1台おきにしか使えない状態である。特に子ども乗せ自転車の場合、ラックが狭すぎて出し入れに苦労するなど、ラックの改善を求める声が多数あがっている。自転車を出し入れしやすい間隔に広げ、高さを低くするなどの改善をすべきである。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに利用状況等を注視し、利用しやすい駐輪場となるよう、民間事業者と連携して取り組んでいきます。
103	P38 ・39・ 43	II 目標と 基本方針 方針2「止 める」	区は駐輪場の需要は一定の確保がされているとしているが、定期利用の募集倍率が高いことや、申込自体を諦めた人も少なくない状況を鑑みれば、駐輪場の不足は明らかであり、増設すべきである。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区で運営していた定期利用駐輪場では、収容台数以上の利用承認に対して、多くの駐輪施設で利用率が収容台数の半分以上となっていました。今後も限られた駐輪施設を多くの利用者に使っていただくため、時間利用を中心とした駐輪場整備を進めていきますが、利用率に余裕があるなど整備が可能な箇所では、必要に応じて定期利用分も確保していきます。 引き続き、駐輪場用地の確保に努めるとともに、計画書案P46頁「施策D-3 民間駐輪場との連携、活用の検討」の取組等も進めていきます。
104	P38 ・39・ 43	II 目標と 基本方針 方針2「止 める」	市ヶ谷駅の駐輪場について、需給状況の数値に違和感がある。駐輪ラックの間隔が狭く実態の8割程度しか入らない。民間企業に委託することは良いが、実態を把握して対応できているのか。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに利用状況等を注視し、利用しやすい駐輪場となるよう、民間事業者と連携して取り組んでいきます。
105	P38 ・39・ 43	II 目標と 基本方針 方針2「止 める」	民間駐輪場は道路の管理体制から領分違いと国や都から強制されている状況があるなら、区民の苦情を訴えて設置料を回収したらどうか。区道には遊んでいる管理地もあるため、住民協力を求め、区イニシアチブの駐輪場を考えてみてはどうか。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 民間事業者を活用した駐輪場の整備は、区の事業として取り組んでいます。 区道等の区有地の駐輪場への活用については、適地があれば検討していきます。
106	P38 ・39・ 43	II 目標と 基本方針 方針2「止 める」	時間利用料の免除を受けるには利用の都度コールセンターに電話し、障がい者であることを告げなければならない制度であり、人権侵害ともいえる現行の運用改善を求める。管理機器のシステム改修を早急におこなうべきである。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 時間利用料の免除については、導入事例が少ない中で実施しており、事業者が採用している精算機がそのような場面に対応できるシステムとなっておらず、現段階では電話をいただく以外の方法がない状況です。 時間利用の利用方法については引き続き研究していきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
107	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	区の敷地に民間事業者が行うシェアサイクルポートとして無料で提供しているが、区民が生活のために必要な駐輪場こそ優先されるべきである。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 シェアサイクルの利用を推進することで、駐輪場の利用需要を低減させる効果もあると考えています。 なお、区有地を活用する際は、活用できる面積や周辺の駐輪状況、周辺のシェアサイクルの利用状況等を踏まえ、駐輪場の整備、シェアサイクルポートの整備を判断しています。
108	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	定期利用駐輪場の廃止や大幅削減によって、定期利用が使えず時間利用を使わねばならない人のために、時間利用の月額上限を設けるなど負担軽減策を実施すべきである。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 時間利用の利用料金については、全ての駐輪場が最初の2時間を無料とし、駐輪場によっては最初の2時間以降24時間100円で利用できるエリアを設けるなどの利用者の負担軽減を図っていることから、上限額を設けることは考えていません。
109	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	駐輪場の設置場所が微妙にアクセスポイントから離れていたり、駐輪しづらいスタンドだったりするため、見直しを求める。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。
110	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	区営の駐輪場の復活を求める。民間に移行してから「駐輪場が少なくなった」「定期利用用の駐輪場が減った」「利用料金が上がった」といった声を重く受け止めるべきである。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 区がこれまで運営していた定期利用駐輪場は、収容台数以上の利用承認に対して、多くの施設で利用率が収容台数の半分以下となっていたため、時間利用を中心とした駐輪場へと民間事業者を活用して再整備を行いました。 今後も限られた駐輪施設を多くの利用者に使っていただくため、時間利用を中心とした駐輪場整備を進めていきますが、利用率に余裕があるなど整備が可能な箇所では、必要に応じて定期利用分も確保していきます。
111	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	区営駐輪場を廃止・民営化を強行したことで、駐輪可能台数の減少や料金の値上げ、使い勝手の悪さなど、区民生活に様々な混乱と不利益をもたらしている。区営駐輪場の民設民営化をやめ、区の直営に戻すべきである。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 駐輪場の整備に際しては、用地の確保が困難な駅周辺において、限られたスペースを有効に活用して台数をできるだけ確保するため、ラックの間隔を一定にし、段違いに設置しています。 また、駐輪ラックには左右に可動する機能を持たせることや、ラックのレール部分を長くし、出し入れがしやすいような工夫をしているところです。 なお、駐輪場の用地が十分確保できる駅では、ラックの間隔を広くとるなどの工夫もしています。 駐輪場の利用料金については、これまで区が実施してきた自転車等駐輪場、路上自転車等駐輪場、自転車等整理区画等の駐輪施設の形態によって料金に不公平が生じていたことから、民間事業者を活用した駐輪場の整備にあわせて料金の見直しを行いました。また、民設民営化による利用料金が近隣自治体と比べても同等であると認識しています。 引き続き、運営事業者と連携しサービスの向上に努めていきます。
112	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	駐輪場の料金がべらぼうに上がった理由を知りたい。都内の他の場所に比べても高すぎる。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 駐輪場の利用料金については、これまで区が実施してきた自転車等駐輪場、路上自転車等駐輪場、自転車等整理区画等の駐輪施設の形態によって料金に不公平が生じていたことから、民間事業者を活用した駐輪場の整備にあわせて料金の見直しを行いました。 また、民設民営化による利用料金は、近隣自治体と比べても同等であると認識していますが、引き続き、周辺区の利用料金等についても注視していきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
113	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	無料で駐輪するところがない。なぜ区民が無料で利用できないのか。	F 質問に回 答する	ご質問に回答します。 区が事業として行っている駐輪場の利用は、受益者負担の考えから無料で提供は考えていません。 なお、区が事業として行っている駐輪場は、最初の2時間は無料で利用いただけます。
114	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	利用料の減免制度について、定期利用は障がい者、生活保護世帯の方には免除、学生には学割があるが、時間利用の場合は障がい者にしか減免されない。時間利用についても生活保護世帯の方や学生にも減免制度を設けること。	E 意見として 伺う	ご意見として伺います。 時間利用の利用料金については、全ての駐輪場が最初の2時間を無料とし、駐輪場によっては最初の2時間以降24時間100円で利用できるエリアを設けるなどの利用者の負担軽減を図っていることから、減免制度を設けることは考えていません。
115	P38 ・39・ 43	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	民間事業者の活用を前提とし、都道、国道の自転車等駐車器具の占用許可の申請を区で行い、区で占用した都道、国道での駐輪場を拡大施策の展開の是非及び課題について、教示下さい。	F 質問に回 答する	ご質問に回答します。 放置自転車対策として道路上の駐輪場を整備するために区が占用主体となることは、事業の推進のために必要なことであると認識しています。
116	P40	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	新宿駅の東口周辺は来街者が多く、道路がデコボコで歩きにくく、自転車を乗り入れるのは危険だと感じており、建物の中に駐輪場を作るべきではない。駅前広場や周辺の幹線道路の空間を活用して、行政が自転車が止めやすい整備をすべきである。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 施設の駐輪需要は駐輪を誘発する施設により対応することが基本であることから、区では、法令に基づき「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」を制定し、附置義務駐輪場制度を設けています。 一方、附置義務駐輪場は、中層階や屋上等、一般には利用しにくい場所に整備される場合があり、十分に活用されていない状況があるため、平成30年度の改定により、駐輪場の隔地距離の延長や利便性向上を図るための施策を実施した場合における附置義務台数の削減などの緩和措置を設けています。 なお、地域によっては、附置義務駐輪場制度の対象となっている施設であっても、実態として駐輪需要の低い施設もあることから、今後も、まちの特性やまちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。
117	P40	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	附置義務駐輪場制度は大きな見直しが必要。附置義務により新設された民間ビル内等駐輪施設はアクセスが不便、認知度が低い等無用の長物となっている。 公共施設の整備の進んだ駅周辺で附置義務廃止し、代わりに駐輪ニーズのある用途に附置を促してはどうか。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 施設の駐輪需要は駐輪を誘発する施設により対応することが基本であることから、区では、法令に基づき「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」を制定し、附置義務駐輪場制度を設けています。 一方、附置義務駐輪場は、中層階や屋上等、一般には利用しにくい場所に整備される場合があり、十分に活用されていない状況があるため、平成30年度の改定により、駐輪場の隔地距離の延長や利便性向上を図るための施策を実施した場合における附置義務台数の削減などの緩和措置を設けています。 なお、地域によっては、附置義務駐輪場制度の対象となっている施設であっても、実態として駐輪需要の低い施設もあることから、今後も、まちの特性やまちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。
118	P40	Ⅱ 目標と 基本方針 方針2「止 める」	ビルの中に駐輪場を作るような駐輪場の拡大は、新宿駅周辺のまちなかに乗入れることになり機械式は時間もかかるし、人も車も多く、子供連れにはとても危なく感じる。	D 今後の取 組の参考 とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 施設の駐輪需要は駐輪を誘発する施設により対応することが基本であることから、区では、法令に基づき「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」を制定し、附置義務駐輪場制度を設けています。 一方、附置義務駐輪場は、中層階や屋上等、一般には利用しにくい場所に整備される場合があり、十分に活用されていない状況があるため、平成30年度の改定により、駐輪場の隔地距離の延長や利便性向上を図るための施策を実施した場合における附置義務台数の削減などの緩和措置を設けています。 なお、地域によっては、附置義務駐輪場制度の対象となっている施設であっても、実態として駐輪需要の低い施設もあることから、今後も、まちの特性やまちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
119	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>附置義務駐輪場の設置等を定める区条例は、新宿駅東口周辺地域では、条例に基づき設置したビルの駐輪場が利用されず、もったいないだけでなく、更新期にあるビルの建替えの支障になっているとの意見を多数のビルオーナーから受けている。区とこの課題解決のための話し合いを始めたい。</p> <p>改善の方向は地域ルール作りを目指して、2段階の三つの案がある。</p> <p>A案)1段階 新宿駅東口周辺地域を現行の区条例の附置義務駐輪場の対象から外す。2段階 新宿駅東口周辺地域は区と一体となって、地域ルールをつくり実施する。</p> <p>B案)1段階 区全域で地域ルールをつくってよい、と変更する。2段階 新宿駅東口周辺地域は区と一体となって、地域ルールをつくり実施する。</p> <p>C案)1段階 新宿駅東口周辺地域ないし新宿駅周辺の一定の地域で地域ルールをつくってよいと変更する。2段階 新宿駅東口周辺地域は区と一体となって、地域ルールをつくり実施する。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>施設の駐輪需要は駐輪を誘発する施設により対応することが基本であることから、区では、法令に基づき「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」を制定し、附置義務駐輪場制度を設けています。</p> <p>一方、附置義務駐輪場は、中層階や屋上等、一般には利用しにくい場所に整備される場合があり、十分に活用されていない状況があるため、平成30年度の改定により、駐輪場の隔地距離の延長や利便性向上を図るための施策を実施した場合における附置義務台数の削減などの緩和措置を設けています。</p> <p>なお、地域によっては、附置義務駐輪場制度の対象となっている施設であっても、実態として駐輪需要の低い施設もあることから、今後も、まちの特性やまちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。</p>
120	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>附置義務条例の見直しに関し、複合用途の共同住宅、事務所を対象とすることを明記下さい。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>附置義務駐輪場制度の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等については、放置自転車の状況や今後のまちづくり状況を踏まえながら検討していきます。</p>
121	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の対象となる集合住宅については、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例とは別に、自転車等駐輪場の設置義務があります。」と記載されています。</p> <p>上記の条例の施行規則や都市計画部建築指導課のチェックリスト(関係法令・条例・要綱一覧)にワンルームマンションに駐輪場の設置義務が記載されていません。記載の文書名を教示下さい。</p>	F 質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」の第3章 建築及び管理に関する基準等の第10条第2項第2号に記載されています。</p>
122	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>「適用範囲の拡大」と記されていますが、対象地域(商業・近隣商業・第二種住居・準工業地域)の拡大を検討するとの意味ですか。</p>	F 質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>用途地域の拡大や対象施設を増やすことも含めて検討していくことを示しています。</p>
123	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>「利用しやすい場所へ」の意味が不明です。隔地距離を更に見直しするとの意味ですか。</p>	F 質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>地上階や上下階(2階・地下1階)等の道路からアクセスしやすい場所のことを示しています。</p>
124	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>「附置義務の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等の検討を進めます。</p> <p>利用しやすい場所へ附置義務駐輪場の整備を促進するための仕組みを検討します。」</p> <p>上記2点の記載内容の取組み内容について、具体的に分かり易く、「これからの取組」の欄に記載下さい。</p>	G その他	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、「● 道路からアクセスしやすい場所に附置義務駐輪場を整備するなど、利用しやすい附置義務駐輪場の整備を図るため、平成30年度に条例を改正した新制度について、事業者に対して積極的に活用するように協力・依頼をしていきます。」「● 附置義務の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等については、放置自転車の状況やまちの状況を見ながら検討していきます。」に文章を修正します。</p>
125	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	<p>「附置義務駐輪場の整備を促進するための仕組み」と「仕組み」と記載されています。仕組みの意味を具体的に「これからの取組」の欄に記載下さい。</p>	G その他	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、「● 附置義務の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等については、放置自転車の状況やまちの状況を見ながら検討していきます。」に文章を修正します。</p>

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
126	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	下記の記載内容について 「●田成30年度に条例を改正した、利用しやすい附置義務駐輪場の整備に向けた新制度の積極的な活用に向けて、事業者に対し協力・依頼をしていきます。 「●田の特性や、まちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用を検討します。」 「附置義務の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等の検討を進めます。」 「利用しやすい場所へ附置義務駐輪場の整備を促進するための仕組みを検討します」の方針に対する具体的内容と思えませんので、分かり易く記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、「●道路からアクセスしやすい場所に附置義務駐輪場を整備するなど、利用しやすい附置義務駐輪場の整備を図るため、平成30年度に条例を改正した新制度について、事業者に対して積極的に活用するように協力・依頼をしていきます。」 「●附置義務の対象施設の規模や用途、適用範囲の拡大等については、放置自転車の状況やまちの状況を見ながら検討していきます。」に文章を修正します。
127	P40	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	「これからの取組」の記載について、「平成30年度に条例を改正した、利用しやすい附置義務駐輪場の整備に向けた新制度の積極的な活用に向けて、事業者に対し協力・依頼をしていきます。」の記載内容は、施策の継続事項を記載しているだけです。課題を踏まえた取組み内容を記載下さい。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 ご意見の趣旨を踏まえ、取組内容を記載します。
128	P41	Ⅱ 方針2「止める」	「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン(H28年3月)」において「新宿駅前の広場空間については、自転車の流入抑制」を方針としています。 一方、P17には、新宿駅周辺地区を自転車活用推進重点地区として自転車観光、安全・安心な自転車利用など、自転車活用を推進する地区としての取組の展開が記載されています。不整合と考えられるので、見直し下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 新宿駅周辺地域まちづくりガイドラインの自転車の流入抑制エリアは、新宿駅前の広場空間がイメージとして示されています。 新宿駅周辺地区の自転車活用推進重点地区の中に含まれていますが、広場空間のみのイメージであることから、不整合ではありません。 ガイドライン、重点地区の趣旨を踏まえながら取組を進めます。
129	P41	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン(H28年3月)」参考資料は、施策C-1、2、D-1～3のどの施策の参考資料なのか、教示下さい。コラムですか。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 施策D-1の「これからの取組」の中で、「まちづくりの動きに合わせた附置義務駐輪場制度の運用」を受けた参考資料です。ご意見の趣旨を踏まえ、当該事項との関連が分かるように修正します。
130	P43	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	区が協定を結び駐輪事業を行っている民間事業者についても施設整備が終了すれば、当然収益が上がるのが想定される。施設の土地はほとんど無料で貸していることを考えれば、収益を利用者及び区民に還元する仕組みを作るのは当然である。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 民間事業者を活用した駐輪場の整備では、駐輪ラック、精算機等の設備投資も含めて運営事業者と協定を締結しています。 なお、区有施設等の敷地については、使用料を事業者から徴収しています。 収支が黒字となった場合については、設備の更新など利用者へのサービス還元を行う等、運営事業者と協議し、検討していきます。
131	P43	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	駅前地区における、わずかな空地、店舗のあきスペースを活用した「駐輪場シェアサービス」を実施する事業者と連携し、駐輪場の拡大施策展開する課題について、教示下さい。港区では実施済みと側聞します。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 駐輪場用地を複数確保し、シェアサービス駐輪場の設置密度を高め収容台数を確保することや、展開した駐輪場の継続性等が課題になると考えています。
132	P43	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	これまでの整理区画の駐輪場は、今後、道路占有許可されないのでしょうか。自転車等駐車器具での占有許可の申請を行わなければ、駐輪整理区画の撤去の必要が無かった可能性があるのではないかと、教示下さい。合わせて撤去の理由を教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車等整理区画については、現在のように駐輪施設が占有許可物件として位置付けられる以前に、放置自転車対策を進めるために特例的に認められたものです。 法整備がされ、駐輪施設が占有物件として整理されたことから、民間事業者を活用した駐輪場の整備にあわせ廃止しました。
133	P43・44	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	駐輪場の拡大において、新たな駐輪場整備補助金制度の創設の検討について、教示下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 現在のところ、補助金制度の創設については考えていません。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
134	P44	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	素案では、今後の駐輪場整備は駐輪場事業者が民間の用地を確保して行うとされているが、民間任せでは整備は進まず、料金も高くなることは必至であり、公有地の活用など区が責任を持って駐輪場を増やすべきである。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区としても、引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに、計画書案P46「施策D-3 民間駐輪場との連携、活用の検討」の取組等も進め、駐輪場の確保に努めていきます。
135	P49	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	返還手数料の増額実施を図るとともに、経費の決算報告の広報を広報「しんじゆく」に別途掲載される事を希望します。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 経費については、新宿区発行の歳入歳出決算書で見ることができます。 返還手数料の増額については、引き続き検討していきます。
136	P49	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	公共交通機関や公共施設まで徒歩5分以内を、全て即時撤去の対象とする。例えば新大久保駅前・大久保前から、東京メディカルセンター前など、駅から基幹病院の前等は即時撤去にする。撤去までの時間を短縮すべきである。	D 今後の取組の参考とする	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在は駅を中心とした放置禁止区域指定を行っており、放置禁止区域内では警告後、即時撤去を行っています。 放置禁止区域の見直しについては、駐輪場の整備状況や放置自転車の状況等を踏まえて、検討していきます。
137	P49	Ⅱ 目標と基本方針方針2「止める」	撤去された自転車の返却にかかる費用の表示や、駐輪場の料金などを大きく記載する。QRコードなどで駐輪場のURLを記載し、多言語化に対応すべきである。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 警告札等については、記載面に限りがあることから、簡潔に分かり易い記載に努めています。なお、多言語表記やQRコードの記載を行っています。
138	P49	Ⅱ 目標と基本方針方針3「守る」	訪問福祉・医療では、訪問中は訪問先の近隣路上に自転車を置かざるを得ないが、訪問従事者であることを表示しても放置自転車として扱われ撤去が行われることで、業務に支障が生じている。自転車交通対策と他施策の間の縦割りを解消し、一律無条件の自転車撤去を改めるよう求める。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 公道上に自転車を放置することは、通行の支障となるだけではなく、場合によっては歩行者等が接触することで事故等に繋がる恐れがあることから、どのような理由であっても、原則、放置自転車として取り扱います。 訪問先に駐輪する際は、訪問先の敷地内等に駐輪するようお願いいたします。
139	P49	Ⅱ 目標と基本方針方針3「守る」	令和2年度より、「放置自転車の撤去業務」が週3回から毎日に変更と側聞します。放置自転車の減少は、これによる効果ですか、また、放置自転車の撤去業務が週3回から毎日となった箇所は、駐輪禁止区域の重点地区のみですか、其々教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 放置自転車の撤去業務の強化については、放置禁止区域全体を対象としています。撤去業務の強化と放置自転車台数が減少したこととの因果関係については、分析できていませんが、撤去活動の強化により一定の減少効果があったと考えています。
140	P50	Ⅱ 目標と基本方針方針3「守る」	電動キックボードの走行マナーが問題として取り上げられる機会が増えているが、違法なフル電動自転車が歩道・車道を走行しているのを数多く見かける。重大な事故に繋がる可能性が高いため、取締りを強化してほしい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同一	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同一です。 計画書案P52「施策E-5 新たなモビリティ、自転車配達業務等へのルール・マナーの推進」に記載がありますように、関係機関等と連携し、電動キックボード等へのルール・マナーの周知啓発を行っていきます。 今後、本計画や、国、都、区の交通安全計画に基づき、所轄警察や当該車両の販売店等と連携し、適切な運用ルールの周知について検討していきます。
141	P51～53	Ⅱ 目標と基本方針方針3「守る」	小学校で教育しているとあるが、年に1度体育館で安全走行の映像を見る、校庭で100mほど体験するだけである。手本になる大人の教育が足りない。 若い人には運転免許を持たない人が増えており、安全教育を受けたことが無い人が増えている。教育に力を入れてほしい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同一	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同一です。 計画書案P53、P54、P55に記載のある交通安全教育の取組を進め、子ども、子育て世代など若い年齢層を対象とした交通安全教育にも取り組んでいきます。
142	P51～53	Ⅱ 目標と基本方針方針3「守る」	子どもや高齢の方に対する自転車交通安全教室について記載があるが、逆走するのはそれ以外の年齢の方しか見ることがない。全世代に向けて交通ルールをもっと周知する必要がある。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同一	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同一です。 計画書案P53、P54、P55に記載のある交通安全教育の取組を進め、子どもや高齢者以外の若い年齢層を対象とした交通安全教育にも取り組んでいきます。

No.	素 案 頁	章 番 号	意見要旨	対応	区 の 考 え 方
143	P53	Ⅱ 目標と基本方針方針3「守る」	地域を挙げてのシティサイクリング大会を開催して、この中で安全走行知識を身につけさせ、参加した人には認定証の交付やおとくなポイントを付与するなど考えてほしい。 前後からスピードの出た自転車が通り抜けていくため、老人となり歩道を歩くのも怖くなった。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 地域イベント等、様々な機会を通じて交通ルール・マナーの周知啓発を行っていきます。
144	P55	Ⅱ 目標と基本方針方針4「伝える」	区設駐輪場について、定期利用から時間貸しへの転換が進んでいるが、時間貸しの駐輪場の空き状況をより簡単に把握できるようにしてほしい。商業施設の駐車場の空車／満車の表示のようにサインを充実してほしい。 一部の駐輪場はWEBサイト経由で空き状況を確認できるが、近接エリアでも駐輪場ごとに空きを確認する必要があり、利便性が悪い。一括して空き状況を確認・表示できるようにしてほしい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 令和3年度は、明治通りを基準に東側の地域において、民間事業者を活用した駐輪場の整備を実施し、令和4年度は、明治通りを基準に西側の地域において、民間事業者を活用した駐輪場の整備を実施しています。 整備が完了した駐輪場については、WEBサイトで駐輪場の満空情報を確認できます。 表示方法等については、分かり易い表示となるよう、民間事業者と連携して検討していきます。
145	P55	Ⅱ 目標と基本方針方針4「伝える」	商業地区での駐輪場について、市民の生活行動パターンが同一化しているので利用したい時間が重なってしまう。時間に余裕がある人は空いている時間帯に買い物に来て欲しいと、もっとPRすべきと思う。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区が整備を推進している民設民営駐輪場については、満空情報を区ホームページなどで確認することができます。
146	P55	Ⅱ 目標と基本方針方針4「伝える」	「利用しやすい駐輪場」の施策を推進する観点から「現在の情報提供の状況」について検討願います。 区HPの駐輪施設 (https://www.City.shinjuku.lg.jp/sEikAtsu/File17_01_00001.html)の西部エリア駐輪施設のうち民営化に伴うご利用形態等の変更に伴い、新宿駅周辺(新宿駅・都庁前駅・新宿西口駅・西武新宿駅・区役所脇)の情報を最新にされる事を望みます。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 事業の進捗にあわせ、適切な情報発信となるよう対応します。
147	P55	Ⅱ 目標と基本方針方針4「伝える」	「利用しやすい駐輪場」の施策を推進する観点から「現在の情報提供の状況」について検討願います。 事業者が芝園開発(株)からNCDに変更となっていますが、WEBに「新宿区内 駐輪場マップ」【新宿区総合自転車対策】新宿区で自転車をとめるときは、放置せず駐輪場へ！ - 駐輪場マップ (siBAzono.Co.jp) がアップされています。情報の混乱が生じますので、当WEBの消去の依頼方を願います。	G その他	ご意見を踏まえて修正します。 事業の進捗にあわせ、適切な情報発信となるよう対応します。
148	-	-	自転車専用通行帯タイプの整備路線は、補助72号線の「一部区間」のみです。補助72号線の全線を当タイプに整備可能なのか、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車通行空間の整備形態については、整備の際に、交通管理者との協議が必要となることから、一概には言えませんが、補助72号線は車道幅員が狭いところもあることから、現時点では、全線を自転車専用通行帯で整備することは難しいと考えています。
149	-	-	早大通りの広幅員歩道部にポート設置を要望します。是非検討下さい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 周辺のシェアサイクルポートの設置状況やシェアサイクルの利用状況等を踏まえて検討していきます。
150	-	-	道路占用特例の指定等がなくても、シェアサイクルポート設置は道路法施行令第16条の2第5号より設置可能と思いますが、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 道路法施行令第16条の2第5号には、「歩行者利便増進道路」として指定した道路についての規定ですが、「歩行者利便増進道路」の指定が無くても、シェアサイクルポートについては、設置基準等を満たすことができれば、道路占用許可が得られると認識しています。
151	-	-	国土交通省通達の「道路法施行令の一部改正について」(国道利第31号)より、区道の車道あるいは歩道上に、シェアサイクルポート設置の占有が可能かどうか、道路占用特例制度や道路法施行令第16条の2第5号等を踏まえ教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 シェアサイクルポートの設置には、周辺の道路環境や交通状況、交通管理者との協議等も必要となります。そのため、全ての道路に設置が可能なものではありませんが、シェアサイクルポートは、道路法による占用許可物件に該当すると認識しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
152	-	-	区道の駐輪施設の占有が可能であるのに、シェアサイクルポート設置の占有が行われていないのが疑問です。駐輪施設の事業主体は、区であり、シェアサイクルポート設置は業者が事業主体となるからですか。教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区内でもシェアサイクルポートを高架下空間等の道路区域内に、道路占有許可を取得し設置しています。 また、区役所南側の区道にシェアサイクルポートを設置します。
153	-	-	飯田濠にあるポート設置の敷地は、飯田濠の暗渠BOXの上に当たると思います。当敷地は、公開空地公共施設地、公園のいずれに該当するか教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 飯田濠については、「公有土地水面」という扱いです。「都公有土地水面使用料等徴収条例」第2条で定義されています。
154	-	-	新宿駅、新宿三丁目駅、東新宿駅付近の定期利用駐輪場を復活して欲しい。都度利用では高額になってしまう。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区が運営していた定期利用駐輪場では、収容台数以上の利用承認に対して、多くの施設で利用率が収容台数の半分以上となっていました。 今後も限られた駐輪施設を多くの利用者に使っていただくため、時間利用を中心とした駐輪場整備を進めていきますが、利用率に余裕があるなど整備が可能な箇所では、必要に応じて定期利用分も確保していきます。
155	-	-	地下鉄入口裏のスペースなど、歩く方の邪魔にもならないデッドスペースを数台ずつでもうまく活用して欲しい。コモレ四谷前は、路駐が多いため、路上駐輪スペースを増やすべきだと思う。	E 意見として伺う	意見として伺います。 道路上への駐輪場の設置は、通行の支障に繋がる恐れがあることや、景観保全の観点からも課題があることから、駅周辺で駐輪場用地の確保ができない際に設置しています。 四ツ谷駅周辺は、コモレ四谷に誰でも使える駐輪場が整備されていますので、ご利用下さい。 公道への放置自転車については、引き続き撤去や指導等の対応を行ってまいります。
156	-	-	コモレ四谷の開業に合わせて、歩道上の一時駐輪スペースが改悪、コモレ側、JR側のスペースが廃止、縮小され、料金がかかり値上がりした。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 駐輪場の整備は敷地内で行うことが原則であり、道路上は、通行の支障に繋がる恐れがあることや、景観保全の観点からも課題があるため、駅周辺で駐輪場用地の確保ができない場合に、やむを得ず設置しています。 四ツ谷駅周辺は、コモレ四谷に誰でも使える駐輪場が整備されたことを受け、歩道上の駐輪場を縮小しました。利用料金については、周辺の駐輪場などと比べて高くないよう設定しています。
157	-	-	四ツ谷駅周辺には路上駐輪場の台数が少ないため、コモレ四谷の地下駐輪場を利用している。地図上は駅に隣接しているが実際には駅から遠い。地上に駐輪できる施設を増やしてほしい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 駐輪場の整備は敷地内で行うことが原則であり、道路上への駐輪場の設置は、通行の支障に繋がる恐れがあることや、景観保全の観点からも課題があります。 四ツ谷駅周辺は、コモレ四谷に誰でも使える駐輪場が整備されたことを受け、路上駐輪場を縮小しました。路上駐輪場が満車の際は、引き続きコモレ四谷の駐輪場をご利用ください。
158	-	-	市ヶ谷駅駐輪場エリア1・2・3があるが、違法駐輪で溢れている。 また、歩道の空き空間も豊富であるのに、なぜどうして4台しか止められないのか。一本北側の道に入れば民間の未使用の駐輪場が大量にあるため活用すべきである。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 道路上への駐輪場の設置には、道路管理者、交通管理者の許可を得る必要があり、一定の基準を満たさないと駐輪場を設置することができません。引き続き駐輪場用地の確保に努めるとともに、計画書案P46「施策D-3 民間駐輪場との連携、活用の検討」の取組等も進めてまいります。
159	-	-	早大通り早稲田鶴巻町西交差点から早稲田鶴巻町東交差点及び外苑東通りの鶴巻町交差点から早稲田鶴巻町東交差点区間の広幅員歩道部の放置自転車は、早稲田自転車等整理区画のB区画の撤去にも起因し、多くの放置自転車が見られようになりました。早大通りの歩道部は、自転車ネットワーク計画において、特例的に歩道部を自歩道としている観点から、歩道部の自転車通行帯部に放置自転車が放置状態となっている点について、見解を求めます。当状況の現地調査を希望します。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 当該地点に放置自転車があることについては、区でも把握しています。今後とも、放置自転車への指導啓発と撤去活動等を行ってまいります。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	対応	区の方考え方
160	-	-	現行計画書において指定されていた、例えば「早稲田駅自転車等整理区画」A・B区画のうち、B区画の駐輪場は、撤去されています。撤去の事由を教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車等整理区画については、駐輪施設が占用許可物件として位置付けられる以前に、放置自転車対策を進めるために特例的に認められたものです。 法整備に伴い、駐輪施設が占用物件として位置付けられたことから、民間事業者を活用した駐輪場の整備にあわせ自転車等整理区画を廃止しました。
161	-	-	これまでの設置されていた早稲田駅自転車等整理区画B区画は、どのような道路占有施設物でしたか。占有はどのような手続き、制度により設置されていたものか、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 自転車等整理区画については、現在のように駐輪施設が占用許可物件として位置付けられる以前に、放置自転車対策を進めるために特例的に認められたものです。
162	-	-	早稲田駅自転車等整理区画B区画部の区道に、民間管理のパーキング施設設置の路上駐輪場を設置できなかった事由は、国土交通省通達の「道路法施行令の一部改正について」(国道利第31号)より、区土木管理課占用係の判断により、路肩に駐輪器具の占用を認めなかったか。しかし、通達において車道には駐輪器具の設置を認めていないものの、車道ではない路肩(道路構造令と解説と運用P173参照)には駐輪器具の設置は、可能と思います。 または、歩行者利便増進道路に指定されていない事や当区画部が都市再生整備計画の区域外である事から、設置できなかったのか若しくは需給バランスの面や月極駐輪場であった点から撤去したものであるか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 当該箇所への駐輪施設の設置については、道路管理者、交通管理者に協議の結果、道路占用許可、道路使用許可を得ることができなかったため、設置ができなかったものです。
163	-	-	早稲田駅駐輪場の道路占有料や協力金を、事業者から徴収されているか教示下さい。 また、占有料を徴収していない場合、どのような「根拠」に基づき徴収が免除されるか、教示下さい。(区の事業であるから占有料を徴収しないのですか)	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 公道上の駐輪施設については、区が占用主体であり占有料は免除されていることから事業者から使用料は徴収していません。
164	-	-	早稲田駅駐輪場の以下の現状について、対処をお願いします。 駐輪ラックの隅やラック間に支柱に鎖を繋げた放置自転車が見られます。また、当対応は、監視員、事業者のどちらが対処する事案であるかの取り決めですか、教示下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 駐輪場内の不正利用については、駐輪場事業者が対応します。 駐輪場外に放置されている自転車については、放置自転車対策業務を担っている区委託業者が対応します。
165	-	-	早稲田駅駐輪場の以下の現状について、対処をお願いします。 駐輪自転車の中に10月から長期間駐輪利用されている自転車がありました。	G その他	ご意見を踏まえて対応します。 状況を確認し、対応します。
166	-	-	早稲田駅駐輪場の以下の現状について、対処をお願いします。 区HPの駐輪施設の早稲田駅駐輪場情報において、これに図示されている②エリアの位置区間の表示が現地と、大きな相違が見られます。必要に応じ確認下さい。	G その他	ご意見を踏まえて対応します。 区HPを修正しました。
167	-	-	旧甲州街道の一部区間では日曜、祝日に自転車進入禁止の歩行者天国を実施しているが、自転車の進入が少なく無く、注意喚起している様子は見られない。周知徹底および違反者に対する現地での呼びかけなど対策してほしい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 警察等の関係機関と連携し、引き続き、交通ルール・マナーの周知啓発を行っていきます。
168	-	-	自転車専用通行帯への自転車進入・駐車について 国道20号線、新宿通りの四ツ谷駅～四谷四丁目交差点付近まで自転車専用通行帯が設けられているが、自動車駐車台数が多く、結果的に第二車線を通行する必要があり危険である。自転車専用通行帯に関するルールを自動車ドライバーへ周知すると共に、違法駐車の取締りを強化してほしい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 自転車専用通行帯への駐車については、これまでも警察と連携し、周知啓発を行っていますが、引き続き、警察と連携し取組を進めて行きます。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	対応	区の考え方
169	-	-	<p>四谷四丁目交差点から新宿駅方面に走行する際、第1車線は左折、第2車線は御苑トンネル方面に通行可能区分が限られている。直進のために自転車が第3車線を走行する場合、新宿通りを手前から第3車線に入る必要があるが、危険である。</p> <p>また、外苑西通りとの交差部分は幅が狭くなっている箇所があり、自動車と接触するリスクが高い。二段階右折をする進路もあるが、信号が長い場合、自転車が交差点直前から歩道を走行し新宿御苑の管理用通路を走行している例もある。自転車がスムーズに通行できるように交差点の改良をしてほしい。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>当該交差点の改良に関するご意見については、当該交差点の管理が国土交通省であるため、国土交通省にお伝えします。</p>
170	-	-	<p>地下鉄東西線早稲田駅の周辺にフードデリバリー配達員の自転車が待機しており歩道の通行に支障をきたしている。条例で対応ができないか。</p>	D 今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>現在のところ、条例の制定等は考えていませんが、今後、フードデリバリー事業者等と連携し、指導・啓発等の取組について検討していきます。</p>